

長野市上下水道局給水装置工事施工基準

(趣旨)

第1 この基準は、長野市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び長野市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、給水装置工事の施工に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 条例第2条第2号に定める工事の意義は、次の各号に定めるところとし、工事には調査、計画、施工及び検査のすべてを含むものとする。

- (1) 新設工事とは、新たに給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事とは、既存給水装置の給水管の口径及び管種変更並びに給水栓の増設など給水装置の原形を変更する工事をいう。
- (3) 修繕工事とは、給水装置の原形を変えない給水管及び給水栓の部分的な破損箇所の修理をする工事（水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更工事を除く。）をいう。
- (4) 撤去工事とは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

(事前調査)

第3 給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、工事の申込みをするとき事前に次の各号について調査するものとする。

- (1) 工事申込人が必要とする水量及び給水器具の種類
- (2) 分岐しようとする配水管等の管種、管径、水圧及び給水能力
- (3) 既設給水装置の分岐及び改造工事等については、既設管種及び口径
- (4) 権利者の利害関係
- (5) 現場状況の確認、特に道路掘削が必要な場合は、地下埋設物
- (6) 止水栓及びメーター等の位置は、維持管理上に支障がなく、点検及び開閉栓作業が容易なこと
- (7) 設置場所に適した器具材料及び適切な配管位置
- (8) 隣接する道路の拡幅計画及び建築基準法（昭和25年法律第201号。）による道路後退の有無（幅員4メートル未満1.8メートル以上の道路）
- (9) 上記について不明確な場合は、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議する。

(事前協議)

第4 次のいずれかに該当する工事を行おうとする者は、あらかじめ管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- (1) 配水負担金要綱の規定による飯綱高原地区において給水を受けようとする工事
- (2) 3階直結給水要綱による3階直結給水により給水を受けようとする工事
- (3) 受水タンク以下の装置の施工指導基準による給水を受けようとする工事
受水槽を使用する集合住宅に係る各戸検針及び各戸徴収に関する事務取扱要綱により、受水槽から給水を受ける集合住宅のうち各戸の水道メーターにより検針及び水道料金並びに下水道料金の各戸徴収の取り扱いを希望する場合を含む。
- (4) 特定施設水道連結スプリンクラー設備を直結方式で設置しようとする工事
(直結式スプリンクラー設備設置協議書(様式第1)・直結式スプリンクラー設備設置確認書(様式第2))

(給水装置の構造及び材質)

第5 給水装置に使用する材料及び器具(以下「資材」という。)は水道法第16条及び同法施行令第6条の規定並びに同条の規定による国土交通省令に定める基準に適合していなければならない。

- 2 配水管分岐箇所からメーターまでの公道部(以下「公道部」という。)で使用する資材は別表1に定めるもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとして管理者が認めたものとする。
- 3 メーター以後の宅地内配管(以下「宅内配管」という。)の資材は、認証品あるいは規格品であることを確認して使用すること。また、その選定に関しては、申込人と主任技術者で協議をしたうえで決定すること。

(給水方式)

第6 給水方式は、配水管の水圧状況、地形、給水目的及び使用状況などを調査のうえで決定するものとする。

- 2 給水方式は、次に掲げる直結式、受水槽式及び直結式と受水槽式の併用式のいずれかとする。
 - (1) 直結式は末端の給水装置まで配水管の直水圧により給水する方式
 - (2) 受水槽式は次の方法により給水する。
 - ア 加圧ポンプ式
受水槽にいったん貯水した後に、加圧ポンプにより給水する方式
 - イ 高置水槽式
受水槽に貯水した後に、揚水ポンプで更に高置水槽に送り、自然流下により給水する方式
- 3 給水方式は原則として直結式とするが、次の各号の一に該当するときはタンク(受水槽方式)により給水するものとする。

- (1) 配水管の水圧及び水量が不十分で使用上支障があるとき。
- (2) 同時に多量の水を使用するとき。
- (3) 常時、一定の水圧もしくは水量を必要とするとき。
- (4) 断水時にも給水の継続が必要なとき。
- (5) 水圧過大のため給水装置に故障をきたす恐れのあるとき。
- (6) 薬品などを使用する工場等で配水管の水質に汚染をきたす恐れのあるとき。
- (7) 3階建て以上の建築物に給水するとき。ただし、3階直結給水により給水する場合を除く。

(3階直結給水方式の基準)

第7 3階直結給水方式の基準は、別に定める長野市上下水道局3階直結給水要綱による。

(受水槽方式の基準)

第8 受水槽方式の基準は、別に定める受水タンク以下の装置の施工指導基準による。

(所要水量と必要口径)

第9 使用水量は、別表2から別表7を標準として算定する。また、給水管口径は、所要水量に見合った大きさで配水管が最小動水圧の場合でも供給できる大きさにしなければならない。

- 2 配水管最小動水圧は、0.15MPaとする。ただし、3階直結給水を行う場合の最小動水圧は、0.25Mpaとする。
- 3 給水管口径は、配水管口径よりも小さくなければならない。

(給水装置の連結の禁止)

第10 給水装置は、長野市上下水道局が所管する水道以外の水道管、井戸水又は排水管及び施設等と連結してはならない。

(器具の連結)

第11 主として飲用に使用する器具でなければ給水装置に接続してはならない。

- 2 器具のうち、配水管の水圧低下又は断水等により真空状態が生じ、汚水の吸引により、水道水に汚染を及ぼす恐れがある場合は、有効な逆流防止装置を備えたものでなければ直接連結してはならない。

(給水管の分岐)

第12 給水管の分岐は、図1によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 配水管からの給水管の分岐は、原則として1敷地につき1箇所とする。ただし、3階直結給水の場合は、この限りではない。
- (2) 給水管は、呼び径300mm以下の配水管から分岐する。
- (3) 分岐個数の基準は、別表8及び別表9とする。また、分岐方法は別表10の

とおりとする。ただし、他の埋設物等の近接等により通常の不断水割T字管の施工が不可能な場合で、配水管口径が100mm以上の場合のみ、事前に協議し承認を得てから給水口径50mmのサドル付分水栓の施工を可能とする。

- (4) 配水管からの分岐口径は、原則としてメーター加入口径とする。ただし、口径が13mmのメーターの場合は、メーター上流の盗水防止型止水栓までは20mmで布設する。また、40mmのメーターの場合は、メーター上流ソフトシール弁までは50mmで布設する。
- (5) 使用管種は、口径30mm以下はポリエチレン管、50mmはポリエチレン管または鋼管、75mm以上は铸铁管とする。
- (6) 配水管から給水管を分岐する場合、他の給水管及び継手類からはサドル付分水栓は30cm以上、不断水割T字管は1m以上離すものとする。また、管末からは1m以上、仕切弁及び消火栓からは2m以上離さなければならない。
- (7) 異形管から分岐してはならない。
- (8) 道路交差点内での取り出しはしてはならない。
- (9) 分岐口径は、原則として配水管口径の1段落ち以下とする。
- (10) 分岐箇所には、ポリエチレンスリーブ巻きをする。
- (11) 上記によらない場合は、管理者と協議する。

(給水管の廃止)

第13 不用になった給水管は、本管の分岐点で分水栓を閉止（以下「玉下げ」という。）の後に撤去し、漏水が生じないようにしなければならない。

2 本管での玉下げの工法は、以下のとおりとする。

- (1) サドル分水栓による分岐の場合は、サドル分水栓のコックを閉め、給水管を撤去した後にキャップをする。
- (2) 不断水割T字管による分岐の場合は、割T字管のシーバー弁を閉めて止水した後に50mm以下はプラグ、75mm以上は栓フランジで玉下げをする。
- (3) 二受けT字管・フランジ付T字管等チーズ分岐の場合は、原則として配水管を切り落とし継輪・切管で直管接続する。ただし、現場条件により前記の施工が困難な場合は、管理者と協議する。
- (4) その他、これによらない場合は、管理者の指示による。

(メーターの設置等)

第14 メーターは図2によるほか、次の各号の定めにより設置する。

- (1) 一戸又は1箇所ごとに1個のメーターを設置する。
- (2) 受水槽を設置する場合は、受水槽ごとに1個のメーターを設置すること。
- (3) 排水設備設置義務免除（以下「排水免除」という。）の許可を受けた場合は、1箇所に1個の専用メーターを設置する。

- (4) 同一敷地内で2個以上のメーターを使用するときは、申込人の敷地内に第1バルブを設置し、給水を受ける建物ごとにメーターを設置する。この場合の第1バルブは、分岐点直近の官民界から1メートル以内に設置する。
- (5) メーターの設置口径は、計画使用水量にもとづき、別表11に定めるその適正使用流量範囲の中で決定する。ただし、給水栓の数が少ない場合は、簡便な方法として次の各号を目安とすることができる。
- ア 給水栓が6栓以下の場合……………メーター口径13mm
 - イ 給水栓が7栓以上10栓以下の場合……………メーター口径20mm
 - ウ 給水栓が11栓以上15栓以下の場合……………メーター口径25mm
- (6) 給水栓が16栓以上となると、又は配水管の水圧が低く出水不良となる恐れがあるときは、同時使用率を考慮し、流量計算を行い、標準流量内のメーターを設置する。この場合、給水管口径は13mmを基準として算定する。
- (7) メーター設置場所は、原則として配水管の分岐点直近の官民界から1m以内の工事申込人の敷地内で、次に定める条件に適合すること。
- ア 使用者等が不在でも検針が可能で、将来的にも保守点検及びメーター交換が容易にできること。増改築等で支障にならないこと。
 - イ 給水栓よりも低い位置に水平に設置すること。
 - ウ ウォーターハンマーの影響を避けるために給水栓からは十分な距離が確保できること。
 - エ 雨水が浸入しにくく、乾燥した場所であること。地盤が軟弱でないこと。
 - オ 凍結の恐れがなく荷重、衝撃などによりメーターの破損及び計器異常が生じないこと。
 - カ 地形上及び配管上でメーターを取り外した場合に、多量の水が逆流する恐れがある場合は、逆流防止のために、メーター下流に仕切弁又は逆止弁を設置すること。
 - キ 集合住宅などで、各戸に水道メーターを設置する場合は、当該部屋とメーターの相違がないように、通水検査を行い、メーターボックス内側に部屋番号を明示すること。
 - ク 第3(8)に該当する場合は、これを考慮した位置に設置すること。
- (8) メーターボックス(量水器表函)は、検針業務・量水器取替(検満)など管理者が行う業務があるため、管理者が指定する資材を使用する。
- (9) メーター上流のバルブは、次により設置する。
- ア 口径13mm、20mm及び25mmのメーターには、JWWAB108水道用ボール止水栓(逆流防止機能付、蝶ハンドル盗水防止型)0.75MPaを使用する。また、止水栓上流には必ず止水栓用ベンド継手を使用する。

イ 口径30mmメーターには、水道用青銅製ソフトシール弁（日本水道協会認証品）おねじ式を使用し、弁の両側には回転継手を必ず用いる。

ウ 口径40mm及び50mmメーターには、JWWAB120水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品）0.75MPaの口径50mmを使用する。

エ 口径75mm以上のメーターには、JWWAB122水道用仕切弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品）0.75MPaもしくはJWWAB120水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品）0.75MPaを使用する。

(10) 口径30mm以上のメーターには、原則としてメーター下流直近に操作バルブを設置する。操作バルブは、メーター上流バルブに準ずる。

(11) 口径40mm以上のメーターは、上・下流いずれかのバルブをメーターボックス内に設置しても良い。

メーターボックスの外にバルブを設置する場合は表函を設置する。ただし口径25mm以下の上流バルブは、メーターボックス内に設置できる。

(12) 口径40mmのメーターは、原則としてメーター上流にメーターユニオン、下流に伸縮継手とする。

(13) 口径50mm以上のメーターは、フランジ接合とする。

(14) 口径30mm以下のメーター下流側には、ポリエチレン管またはフレキシブル継手を50cm以上使用し、40mm及び50mmはメーターから上流・下流操作バルブまでの間は鋼管を使用する。また、75mm以上は铸铁管を使用する。ただし、上・下流いずれかのバルブをメーターボックス内に設置する場合は、バルブから先1.0m以上（ボックス外側へ）も同様とする。

(15) 長野市で使用するメーターの諸元は、別表12のとおりとする。

(16) 第1バルブの規格は以下のとおりとする。

ア 口径20mm及び25mmは水道用甲型（旧型）止水栓（JWWAB108）とする。

イ 口径30mmは水道用青銅製ソフトシール弁（日本水道協会認証品）おねじ式とし、弁の両側には回転継手を必ず用いること。

ウ 口径50mmは水道用ソフトシール弁（JWWAB120）とする。

エ 口径75mm以上は水道用仕切弁（JISB2062、JWWAB122）、または水道用ソフトシール弁（JWWAB120）とする。

オ 口径25mm以下の止水栓には止水栓表函（長野市型、短・長・伸縮型）を使用し、口径30mm以上のバルブには仕切弁表函（長野市型）及び仕切弁マンホールを用いる。また、植栽帯内等車両の通行しない場所に設置する宅内バルブについては、事前に協議し承認を得てから、仕切弁表函及び仕切弁マンホールにかわり、塩ビ立管台座型弁筐を使用することが出来る。

(給水管の設計及び布設)

第15 給水管の設計及び布設にあたっては、次の各号により行う。

- (1) 給水管を布設する際に、道路等を横断占用するときは、原則として道路と直角に配管し、縦断占用する時は、官民界と平行に布設する。
- (2) 給水管は、排水設備、便槽、汚水溜及び灯油タンクなどから30cm以上離し、止水栓及びメーター位置を考慮して維持管理上支障がない場所に設置する。
- (3) 給水管を河岸、側溝及び石垣等構造物に近接して布設する場合は、30cm以上離して布設する。
- (4) 給水管は、原則として建物の外側に布設する。
- (5) 公道分に布設する給水管の管種は、次のとおりとする。ポリエチレン管の場合は、その上部に探知ワイヤーを添わせて配管する。

口 径	20mm～30mm	50mm	75mm以上
使用管種	ポリエチレン管	鋼管又はポリエチレン管	铸铁管

- (6) 公道に布設する給水管は、その道路管理者の指定による土被りを確保しなければならない。私道についてもこれに準ずる。
- (7) 給水管を公道に縦断布設するときは、原則として配水管からの分岐直近に止水栓又は仕切弁を設置し、管末には、必要に応じて排泥弁を設置する。その規格は、口径25mmまではJWWAB108水道用甲型（旧型）止水栓、口径30mmは水道用青銅製ソフトシール弁（日本水道協会認証品）及び口径50mm以上は、JWWAB120水道用ソフトシール弁（内面エポキシ樹脂粉体塗装品）0.75MPaとする。
- (8) 宅内配管は、凍結等を考慮して、原則として次に定める土被りを確保する。

口 径	13mm～30mm	40mm、50mm	75mm以上
土被り	50cm	60cm	80cm

凍上抑制に必要な置換え深さ

その地点の標高	必要置換え深さ
500mまで	35cm
800mまで	45cm
1,000mまで	60cm
1,200mまで	63cm

- (9) 既設ビニール管に仕切弁を接続するときは、口径が40mm及び50mmの場合は、仕切弁の両側にそれぞれ1mの鋼管を使用する。口径が75mm及び100mmの場合は、仕切弁の両側にそれぞれ1mの铸铁管を使用する。
- (10) 配水管から50mm以上の給水管を分岐する場合は、不断水工法で施工する。
- (11) 異種管との接合は、別表13による。
- (12) 私設消火栓は、次に定めるところにより設置する。

- ア 事前に消防局と協議し、給水装置工事承認申込書にその協議書を添付する。
- イ 私設消火栓専用の局支給メーターを設置する。
- ウ 同口径による分岐が必要な場合は事前に協議を行う。
- (13) 用悪水路及び側溝などを給水管が横断する場合は、原則として伏越工により施工する。止むを得ない場合には、添架工により施工できるものとする。
- (14) 添架工及び伏越工は、さや管方式とし、構造物から30cm以上の距離を確保する。図3の標準図を参考にすること。
- (15) 添架工及び伏越工で施工する場合は、横断の上流側に仕切弁あるいは止水栓を設置する。その種別は、メーター上流のバルブに準ずる。
- (16) 添架工は、横断前後にコンクリートの根固め工により保護する。給水管口径50mmまでの根固め工の大きさは、縦40cm横40cm高さ60cmを標準とする。
- (17) 給水装置が凍結する恐れがある場所では、耐寒性能を有するものを設置するほか、給水栓の立ち上がり部分に不凍給水栓又は不凍排水バルブを取付け、又は電熱帯を巻くなどの凍結防止に必要な措置を施す。
- (18) 排水設備設置義務免除の承認を受けた工事の取り扱いには次による。
 - ア 給水装置工事承認申込書には、排水免除許可証及び給水系統図を添付する。
 - イ 排水設備設置義務免除に係る施設への給水は、専用給水管で給水をうけるものとする。

(宅内配管)

第16 宅内配管を設計及び施工する際は、次の各号に定める基準を遵守する。

- (1) 直結式の場合は、次の各号に留意する。
 - ア 管内に水や空気が滞留しないように配管する。
 - イ 給水管にウォーターハンマーが生じる恐れがある場合は、防止措置を講じる。
 - ウ 給水管の末端及び屈曲部で離脱の恐れがある場合は、離脱防止措置を講じる。
 - エ 2階への立ち上がり手前の操作しやすい場所に、止水栓を設置する。
 - オ 給水管の保護
 - (ア) 給水管は、たわみ及び振れ等を防ぐため、取付金具等で建物に固定する。
 - (イ) 建物の基礎及び壁などを貫通して配管する場合は、さや管を使用して給水管を保護する。
 - (ウ) 配管する場所が、土壌や薬品による腐食及び電食等の恐れがある場合は、防食措置を講ずる。
 - (エ) 給水管及び器具で凍結の恐れがある場合は、凍結防止措置を講ずる。
 - カ 逆流防止

- (ア) 水槽、プール及び流しなどの器具や施設へ給水する場合は、給水栓を落とし込み方式とし、別表14に定める十分な吐水口空間を確保する。
- (イ) 洗剤及び薬品等を使用する水槽及び容器並びにプール等水面が特に波立ちし易いものは、吐水口空間を20cm以上確保する。
- (ウ) その他、逆流防止措置が必要な場合は、その措置を講ずる。

キ 器具の設置

- (ア) 給水用具及び器具は、使用状況及び能力等を十分検討し選定する。
- (イ) 給水用具及び器具については、規格品あるいは認証品であることを確認して使用する。
- (ウ) 器具及びユニット装置の一次側の、操作しやすい場所に、止水栓を設置する。

ク 逆止弁

逆止弁は、流水方向及び設置状態に注意し、点検及び交換が容易な場所に設置する。口径が50mmまでは、ばね式又はリフト式とし、75mm以上は、スイング式を標準として使用する。

ケ バキュームブレーカー

大気圧式は、器具の最終弁下流側の常時水圧力のかからない配管部分に取り付ける。また、圧力式は、器具上流側の常時水圧がかかる配管部分に取り付ける。

コ 減圧弁及び定流量弁は、設置後の点検及び交換が容易な場所を選定する。

サ 安全弁は、温水ボイラー等の管内圧力の安全を確保するために、減圧弁との組合せを考慮する。また、設置後の点検及び交換が容易な場所を選定する。

- (2) 受水槽方式の場合は、受水タンク以下の装置の施工指導基準によるが、使用者は十分注意して使用し、責任を持って管理しなければならない。

(設計図書の作成)

第17 給水申込み時の給水装置工事承認申込書には、次の図書を添付するものとする。

- (1) 位置図（住宅地図を標準とし、工事場所を着色したもの。宅地造成等で区画が変更されている場合は、変更後の区画を明示したもの。）
- (2) 設計書（申請者名、設置場所、指定給水装置工事事業者名、主任技術者氏名、主な給水管、給水栓、給水用具、特殊器具、メーターボックスなどの資材の数量及び工事の内訳を明示したもの。）
- (3) 設計図

ア 平面図は、縮尺100分の1から200分の1程度を標準とし、別表15の給水

装置記号表に基づき次の事項を表示する。(図4参照)

(ア) 図面の方位(ただし、図面の上側を北が標準とする。)

(イ) 申請土地の境界線(ただし、申請者以外の権利等にかかる土地がある場合は、その境界線も表示する。)

(ウ) 道路(歩車道の区分を明示)、官民境界線、建物、メーター位置及び既設給水装置の状況等

(エ) 給水管の管種、管径及び延長を変化点ごとに必ず記載する。

イ 立体図は、任意の縮尺とするが、別表15の給水装置記号表により作図する。(図5参照)

ウ 系統図は、3階以上の場合に添付する。

(4) 主要資材認証リスト

ア 資材の規格及び認証番号などが確認できるもの

イ 特殊器具では、必要に応じてその構造などが確認できる承認図等を添付する。

(5) 代理人選定届(工事申込人の住所が給水区域外の場合)

(6) 利害関係人の同意書(道路占用申請書及び承諾書等)

(7) 給水承認通知書写し(飯綱高原地区給水協議書および3階直結給水協議書等)

(8) 施工図(公道分に配水管及び給水管を縦断占用する場合並びに50mm以上の給水管の分岐を行う場合に限る。なお、施工図は、完成後に竣工図として提出するので、竣工図の書式に従って作成する。)

(9) 建築物等の概要書(配水負担金要綱様式第2号)

(10) 竣工図の図式は、次による。

ア 竣工図は、A1～A3版用紙および電子データ(CD-ROM等)とする

イ 電子データはCADデータおよびPDFデータとし、規格は下記のとおりとする。

CADデータ SXF形式(P21)またはJWW形式(JWW)

PDFデータ A1版サイズ、解像度600dpi、モノクロ

ウ 位置図は、図面右端上方に配置し、縮尺は、2,500分の1から10,000分の1程度とする。

エ 平面図は、管布設及び付帯構造物等の平面状態を示すほか、道路、河川及び用水等の名称もあわせて記入する。縮尺は100分の1程度から500分の1程度とする。分岐位置及び曲管等には、オフセットをとり、拡大図に表示する。

オ 横断図は、道路、河川及び橋梁等の断面図に布設位置、土被り、構造物の形状及び寸法などを表示する。表示する測点は起終点、20m毎、あるいは

は変化点とし、3点以上表示する。なお、縮尺は50分の1から100分の1程度とする。

カ 配管図は、配管状態を示すように明瞭に表示し、管、栓及び弁類の表示記号から引き出し線を用いて、次の事項を表示する。

管種、直管1本あたり延長と本数、異形管（曲管の場合は、角度を表示し垂直方向に使用した場合は、上下の記号を度数に付記する）及び標題欄とする。また、標題欄は、右下端に該当事項を記載するものとする。

キ オフセット図は、起終点及び変化点等について、施行場所の周辺で位置や形状の変わりにくい地形及び地物からの距離を3点法により拡大図で表示する。

(審査)

第18 管理者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が提出した申請書及び設計図等を条例、施行規程及び本基準等により審査を行う。

(工事の施工)

第19 工事施工に際しては、長野市建設工事共通仕様書、土木工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱などにに基づき、安全確保に努め、事故防止の徹底を図る。

(道路掘削工事)

第20 道路掘削に際しては、第19によるほか次の各号に留意して施工する。

(1) 掘削工事については、以下によるものとする。

ア 道路管理者の道路占用許可書並びに所轄警察署発行の道路使用許可書に記載されている指示事項を遵守する。

イ 道路交通の支障にならないように、できるだけ片側通行により施工する。特に交通量の多い場所や道路管理者及び警察署長から指示があった場合は、夜間施工で行う。

ウ 道路舗装工事に先行して工事を行う場合は、工事発注者、申請者及び工事関係者と速やかに協議し、直ちに施工する。

エ 工事施工前に地下埋設物の占用事業者と協議して、埋設物の有無や位置を確認し、施工時には破損事故をおこさないようにする。

オ 工事施工にあたっては、付近の住民、利害関係者及び区長等に工事内容を説明し、工事協力を得た後に施工する。特に施工方法や施工時期については配慮する。

カ 道路の掘削は、1日の作業量に見合うだけにとどめ、掘り置きはしない。また、道路敷に資材などは置かない。

キ 舗装道路の掘削は、アスファルトカッターなどを使用して所定の幅及び

長さに切断し、必要部分以外に影響部分を生じさせない。また、影響部分のカッター入れは、影響部分が確定した後に行い、掘削工事開始前に事前にカッターを入れてはならない。

(2) 埋め戻し工事については、以下によるものとする。

- ア 管上10cmまでは砂で埋め戻し防護する。
- イ 転圧は、1層を20cmごとにタンバ及び振動ローラーなどで十分突き固める。
- ウ 道路については、道路管理者が定める基準により施工する。
- エ 上記以外については、関係機関及び管理者の指示による。

(3) 舗装復旧工事については、以下によるものとする。

- ア 舗装道路の仮復旧は、管理者の指定する方法により、埋め戻し後に直ちに行い、段差や舗装材の飛散を生じさせないように施工し、掘削工事日当日に完了させる。
- イ 本復旧完了までの仮復旧路面は、指定工事事業者の責任において管理する。
- ウ 指定工事事業者は、工事着手以後工事完了までの間、随時現場内のパトロールを行い、交通及び住民に支障をきたさないように管理する。
- エ 本復旧は、仮復旧後の十分な養生期間を経た後に、道路管理者の指示による舗装構成で施工する。

(4) 保安設備に関しては、以下によるものとする。

- ア 公衆災害防止のため、道路工事現場における標準施設等の設置基準及び許可基準等に基づき、必要な措置をする。また、保安要員などを配置し、労働安全については、十分留意する。
- イ 作業員は、必ずヘルメットを着用し、現場責任者及び主任技術者を明確にする。
- ウ 掘削現場には、所定の工事標示板等の保安設備を設け、不測の事故が生じないように慎重に施工する。
- エ 夜間工事の場合は、灯火を点灯し、特に危険防止策を厳重に行う。
- オ 掘削箇所、掘削土砂及び工事用品を置いた場所には、通行人に危険が及ばないように、「工事中」を示す道路標識を設置する。
- カ 掘削深さが深いとき又は軟弱土質等で自立性の乏しい掘削箇所には、土留め工を施す。
- キ 工事現場へ出入りする車両や掘削工事が、一般の交通に出来る限り支障にならないように交通誘導員を配置する。

(5) 指定工事事業者は、道路占用工事が完了した時点で、以下により作成した工事工程毎の写真を、道路管理者に速やかに提出しなければならない。

- ア 着手前写真、完了写真

- イ 保安設備の写真
- ウ 掘削状況写真
- エ 給水管布設状況写真
- オ 埋め戻し状況写真
- カ 路面復旧状況写真（工種、工程ごと）
- キ 工事看板を入れた写真、占用許可日、占用許可番号を入れた写真
- ク その他管理者の指示による写真

(工事着手等)

- 第21** 指定工事事業者は、管理者から工事の承認を受けたときは、承認の日から30日以内（以下「承認期間」という。）に当該工事の施工を開始するものとする。
- 2 指定工事事業者は、前項の承認を受けたときは、現場の見やすい場所に長野市上下水道局給水装置工事確認票（様式第11）を設置するものとする。
- 3 指定工事事業者は、承認期間内に工事を開始できないときは、管理者に届け出るものとする。
- 4 指定工事事業者は、工事ができなくなったときには、遅滞なく工事の取消しを申し出る。（給水装置工事取消届（様式第12））

(連絡工事)

- 第22** 給水管の配水管から分岐する工事（以下「連絡工事」という。）は、長野市配管技能者等適切な施工ができる者が行うものとする。
- 2 連絡工事を行う場合は、事前に管理者と協議するものとする。
- 3 連絡工事を行う場合は、施工の1週間前までに管理者に工事承認後申込むものとする。（連絡工事施工等届出書（様式第3））

(工事の変更)

- 第23** 指定工事事業者が工事申込み後において、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事変更承認申込書（様式第4）に変更後の設計図書を添付して提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更の場合は、工事完了届に精算設計書を添付し、管理者に届けること。
- (1) 給水栓の数の変更（ただし、不凍排水バルブの増減は対象としない。）
 - (2) 配水管からの分岐個所の変更
 - (3) 給水管の総延長の増減及び給水装置の移動又は布設場所の変更が3m以上の変更
 - (4) 給水管の口径の変更
 - (5) メーターの設置個数及び設置場所の変更
 - (6) 申請者の住所及び氏名、設置場所、工事期間並びに工事店の変更
 - (7) その他管理者が特に必要と認める場合

- 2 精算設計書には精算設計書と平面図、配管図及び立体図を添付するものとする。

(工事検査)

第24 主任技術者は、工事が完了したときは、当該工事が関係法令等の定めに適することを検査した後に、管理者の検査を受けるものとする。

- 2 主任技術者は、工事完了の日から7日以内に、管理者が別に定める完了届に、給水装置工事現地検査記録表(様式第5)、精算設計書及び給水管取出竣工図(様式第6)を添付して提出し、管理者の検査を受けるものとする。
- 3 管理者は、給水装置工事完了届を受理したときは、速やかに給水装置工事検査報告書(様式第7)に定めるところにより検査を行うものとする。
- 4 主任技術者は、原則として、検査に立ち会うものとする。
- 5 管理者は、検査により工事が不適切であると認める時は、相当の期間を定め、工事の手直しを求めることができる。
- 6 管理者は、工事が検査に合格した場合は、検査済証(様式第8)を発行する。
- 7 工事検査の基準は、次の各号により行うものとする。

(1) 書類検査

ア 位置図には、工事箇所が確認できるように、道路及び主要な建物をはじめ工事の位置が正確に記入されていること。

イ 平面図及び立体図

- (ア) 方位が記入されていること。
- (イ) 建物の位置及び構造がわかりやすく記入されていること。
- (ウ) 道路種別等付近の状況がわかること。
- (エ) 隣接家屋の給水管や境界の状況がわかること。
- (オ) 分岐部のオフセットが記入されていること。
- (カ) 平面図と立体図が整合していること。
- (キ) 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
- (ク) 各部の材料、口径及び延長が記入されていること。
- (ケ) 給水管及び給水用具は、性能基準品が使用されていること。
- (コ) 構造及び材質基準に適合した適切な施工方法が取られていること。
- (サ) 水道水の汚染、破壊、侵食、逆流及び凍結防止等の対策が明記されていること。

(2) 屋外検査

- ア 分岐部のオフセットが正確に記入されていること。
- イ 水道メーターは、逆付け及び片寄りがなく、水平に取り付けられており、検針及び交換等の維持管理に支障がないこと。
- ウ 止水栓は、逆付け及び傾きがなく、スピンドルが中心にあり、操作に支

障がないこと。

エ 埋設深さは、所定の深さが確保されていること。

オ 管延長が施工図面と整合すること。

カ ます及び表函類は、傾きがなく、設置基準に適合すること。

(3) 配管検査

ア 性能基準品の管種及び管材が使用されていること。

イ 延長及び給水用具の位置が竣工図面と一致すること。

ウ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。

エ 配管口径、経路及び構造等が適切であること。

オ 水の汚染及び給水装置の破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がされていること。

カ 逆流防止のための給水器具の設置及び吐水口空間の確保等がされていること。

キ クロスコネクションがされていないこと。

ク 適切な接合がされていること。

(4) 給水用具

ア 性能基準適合品であること。

イ 適切な場所に設置され、接合がされていること。

(5) 受水槽

ア 受水槽の吐水口と越流面等の位置関係は、吐水口空間の測定を行い、適切であることを確認する。

イ その他は、別に定める受水タンク以下の装置の施工指導基準による。

(6) 機能検査

通水後に各給水用具からそれぞれ放流し、洗浄を行い、水道メーターを経由していることを確認した後に、吐水量及び動作状態などについて点検する。

(7) 耐圧試験

ア 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び離脱しないことを確認する。

イ 耐圧試験は、次によるが、試験水圧は1.75MPaを1分間行い、圧力計記録紙及び水圧試験状況写真を提出する。

種別	試験範囲	圧力計	試験水圧、確認方法
給水管	全部	自記録計	1.75MPaで1分間試験官の立会いにて実施

ウ 耐圧試験の方法については、別に定める。(別表16)

(8) 水質確認は、次表の項目により行う。

項 目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ 以上
臭気	観察により異常がないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

(工事申込人への引渡し)

第25 主任技術者は、工事完成後、工事申込人に、当該給水装置の使用方法及び注意事項を十分説明したうえで、検査済証及び工事竣工図並びに工事店シールを引き渡すものとする。なお、工事店シールは工事申込人の指定する場所に貼付する。

(図書の保管)

第26 指定工事事業者は、施工した工事ごとに図書を3年間保存するものとする。

(給水管の寄付)

第27 公道に縦断的に布設する口径50mm以上の給水管は、配水管とみなし、工事申込人は工事完了後に、当該給水管を管理者に寄付するものとする。

2 寄付は工事完了後に、寄付申込書（様式第9）に竣工図を添えて行うものとする。

3 管理者は受領した時は、受領書（様式第10）を発行するものとする。

(給水管の維持管理)

第28 給水管の維持管理については、図2に示すメーター又は官民境界もしくは第1バルブまでは、管理者が行うものとする。

(給水装置の修繕)

第29 給水装置が故障し、修繕の必要が生じた時は、指定工事事業者は、自らが施工した工事については、責任を持って修繕しなければならない。

(文書の様式)

第30 この基準に定める文書の様式は、管理者が別に定めるものとする。

(補則)

第31 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日) から

附 則 (令和6年4月1日) まで略

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第1 (第4関係)

直結式スプリンクラー設備設置協議書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

申 込 者

住 所

氏 名

連絡先

次のとおり直結式スプリンクラー設備を設置したいので協議します。

給水の区分	新設 増設 改造			
給水の場所				
建築物の用途・目的				
構 造	湿 式 ・ 乾 式			
建築物の概要	建築階数	棟 数	人 数	延床面積
施 工 期 間	着工予定 年 月 日		竣工予定 年 月 日	
添 付 書 類	位置図 付近詳細図 建築物の計画書 スプリンクラー設備設置平面図・立面図 スプリンクラーヘッド詳細図 工事整備対象設備等着工届出書(写) その他 ()			

指定給水装置工事事業者 _____

様式第2 (第4関係)

直結式スプリンクラー設備設置確認書

第 号
年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

年 月 日付で協議のあった直結式スプリンクラー設備設置については
下記のとおり通知します。

記

1 給 水 場 所

2 建築物の用途・目的

3 スプリンクラー設備の構造 湿式 ・ 乾式

4 条 件 等

- (1) スプリンクラー設備の配置やヘッドの構造等は消防署との協議を行ってください。
- (2) 定流量弁の設置をお願いします。
流量設定はメーターの適正流量の範囲のものとします。
- (3) 停滞水の発生がない構造とします。
乾式は誤作動による、ヘッド部分の停滞水の水抜きについて考慮してください。
- (4) 長野市上下水道局の不可抗力、または災害等により、停水もしくは水圧低下の発生によるスプリンクラー設備の未動作について、長野市上下水道局は一切の保証を行いません。
- (5) 受水槽使用時における水量不足もしくは水圧低下によるスプリンクラー設備の未動作について、長野市上下水道局は一切の保証を行いません。

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第3 (第22 関係)

営業課受付年月日◎	受 付	係 長

年 月 日

(宛先)長野市上下水道事業管理者

給水装置工事事業者 _____

給水装置工事主任技術者 _____

連絡工事施工等届出書

下記により、配水管からメーターまでの工事等を下記のとおり実施しますので届出します。

記

承認番号	工事場所	申込人氏名	施工予定 日時	工事内容	メーターの 口径・数量 出庫希望日
承認番号	掘 削	ガス管	N T T	中部電力	備 考
施工配管技能者 氏 名 ・ 番 号			氏 名 No. 氏 名 No.		

- (1) 工事内容は 受水槽水張り・通水検査・量水器取付・断水・不断水・サドル・集中検針等の区分を明記する。断水工事の場合は、別途 配水管連絡工事施工届 (A3 様式) を提出すること。
- (2) 掘削工事がある場合は、地下埋設物の該当する事項に○印をする。
- (3) 申込は工事承認後に提出する。
- (4) 施工配管技能者は、長野市指定給水装置工事事業者規程 第13条 (給水装置工事にし技能を有する者) に掲げるものとする。

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第4 (第23関係)

受付年月日①	受 付	設計審査	係	係	長	課長補佐	課	長
	承認年月日			承認第			号	
同時竣工検査	☐ 有・ ☐ 無		同時検査対象番号		確認第 号			
受水タンク以下の装置	☐ 有・ ☐ 無		3階直結給水		☐ 有・ ☐ 無			

給水装置工事変更承認申込書

(宛先)長野市上下水道事業管理者

下記のとおり給水装置工事の変更を承認してください。

※本枠内はすべて記入してください。

申 込 日	年 月 日						
申 込 人 住 所	〒 ー						
申 込 人 氏 名	フリガナ						
電 話 番 号	區 () ー						
承認年月日	年 月 日			承認番号	ー		
設 置 場 所	長野市			建築物等の 区 分			
変 更 内 容							
変更工事期間	年 月 日 から 年 月 日						
変 更 理 由							
名 称	当 初	変 更			還付・追徴		確認者印
加 入 金	円	入替 種別		円	追徴 還付	円	
配水負担金	円	予算 費目		円	追徴 還付	円	
☐ 追徴・ ☐ 還付金額		円		処理年月日			
占 用 関 係	☐ 国 道 ☐ 国有財産 ☐ 県 道 (☐ 占用 ☐ 掘削) ☐ 市 道 (☐ 占用 ☐ 掘削) ☐ 河川占用 ☐ 農 道 ☐ 私 道 ☐ その他 ()						
道 路 台 帳 番 号	許 可 年 月 日	条 件					
		☐ A ☐ B・ ☐ ☐ C ☐ 歩道・ ☐ 原形復旧・ ☐ 掘削規制 ☐ 全幅打換					
工事検査手数料	円	入金確認年月日			確認者印		
指定給水装置工事事業者 電 話 番 号							
給水装置工事主任技術者							

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第5 (第24関係)

給水装置工事現地検査記録表

検査種別		検査の内容	判定
屋 外 の 検 査	1 分岐部オフセット	正確に測定されている。(ロケーティングワイヤー含む。)	
	2 水道メーター メーター止水栓	水道メーターが逆付、片寄りがなく、水平に取り付けられている。	
		検針、取替えに支障がない。	
		止水栓に傾きがなく操作に支障がない。	
	3 メーターボックス	適正に施工されている。	
	4 埋設深さ	所定の深さが確保されている。	
	5 管延長	竣工図面と整合する。	
配 管	6 マンホール等	傾きがなく設置基準に適合している。	
	7 不凍栓	スピンドルの位置がボックス中心にあり操作に支障がない。	
	1 配管	延長及び給水装置の位置が竣工図面と整合する。	
		配管の口径、経路、構造等が適切である。	
		水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な処理がされている。	
		逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされている。	
	2 接合	クロスコネクションがない。	
		適切な接合がされている。	
		性能基準適合品である。	
給水 用具	1 給水用具	性能基準適合品である。	
	2 接続	適切な接合がされている。	
受水 槽	タンクの検査基準による	タンク本体、オーバーフロー管、通気管、水抜き管等の状態の確認	
機能検査		通水した後に各給水用具からそれぞれ放水し、水道メーター及び給水用具の吐水量、動作状態等が適切であること。	
耐圧試験		1.75Mpa ・ 1 分間の耐圧試験で漏水および抜けがないこと。	
水質の確認		残留塩素等の確認を行った。	

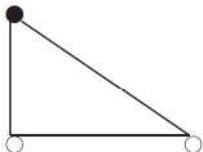
以上、現地検査したところ、適正でしたので報告いたします。

年 月 日

給水装置工事主任技術者

様式第 6 (第24関係)

給水管取出竣工図

承認番号	—	長野市
給水装置工事事業者		申請者
位置図 [当該土地にハッチング表示する]		
管網図 No.	—	オフセット平面図 $s = 1/100$
配水管口径	ϕ	道路に固定ポイントオフセット位置●を示し、引き出し線で設置場所の表示をする
配水管土被	m	
装置管口径	ϕ	
装置管管種	管	
装置管延長	m	
ガス管土被	m	
距離	m	
NTT土被	m	
距離	m	
土被	m	
距離	m	
3 点の表示 原則は直角三角形法による ●固定ポイント (境界杭等明示) ○任意ポイント  [道路幅員、後退幅員、境界線を明示距離表示は当該敷地側より表示 $S = 1 : 100 \sim 1 : 500$] 工作物の表示 上水道—(W) 下水道—(S) ガス管—(G) NTT—(N)		

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第7 (第24関係)

給水装置工事検査報告書

承認番号	同時検査	主務	係長	補佐	課長
—	☐ 有 ☐ 無				

検査区分	☐ 中間	☐ 竣工	☐ 中間	☐ 竣工	☐ 中間	☐ 竣工
検査日・検査員	年 月 日	検査員	年 月 日	検査員	年 月 日	検査員
	適	否	適	否	適	否
分水方法	サドル分水栓 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	不断水割T字管 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	〔穿孔コア確認〕 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	切り落とし ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
配管状況	埋設深度 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	ロケータンクワイヤー ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
メーター	量水器 有 ☐ 無 ☐	☐ ☐	有 ☐ 無 ☐	☐ ☐	有 ☐ 無 ☐	☐ ☐
設置状況	設置場所 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	深度 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	表面 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
凍結防止	不凍栓 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	凍結防止帯 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
道路掘削	管防護砂 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
復旧状況	埋め戻し転圧 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	仮・本復旧 ☐ ☐	☐ ☐	仮・本復旧 ☐ ☐	☐ ☐	仮・本復旧 ☐ ☐	☐ ☐
弁・栓類	給水栓 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
設置状況	操作バルブ ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	止水栓 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	仕切弁 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
施工技術	A B C		A B C		A B C	
試験結果	水圧試験 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	洗管工 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	玉下げ工 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	通水試験 (取出) ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	通水検査 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
	受水槽水張 ☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐

受水槽以下の施設検査報告書

受水槽位置	受水槽給水方法	給水・付帯装置	警報装置	容 量
地上式 ☐	定水位弁 ☐	定流量弁 ☐ ℓ/min	有 無	受水槽 m ³
地下式 ☐	ボールタップ ☐	水撃防止器 ☐ φ mm		高置水槽 m ³
設置場所 ☐	吐水口空間 ☐	防虫網 ☐		

残工事	本復旧 有 無	玉下げ 有 無	竣工図 有 無	臨時メーター 有 無
-----	---------	---------	---------	------------

様式第8 (第24関係)

検 査 済 証

年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

(上下水道局営業課担当)

このたびの給水装置工事については、下記により完了検査に合格しました。

記

承 認 番 号 _____ 号

設 置 場 所 長野市 _____

完 了 検 査 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指定給水装置工事事業者 _____

電 話 番 号 _____

お願い

- 1 メーターから先の給水装置は個人が維持管理を行うことになります。器具などは大切に使ってください。
- 2 器具などの使用にあたっては、主任技術者の説明をお聞きください。
- 3 給水装置が故障した場合には、指定給水装置工事事業者にご相談ください。
- 4 ご不明のときは、次の連絡先におたずねください。

長野市上下水道局 営業課 給排水担当

電話 226-5075

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第9 (第27関係)

寄 付 申 込 書

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

長野市上下水道局給水装置工事施工基準第27の規定により、下記のとおり給水装置について寄付をしたいので申し込みます。

記

1 工事承認番号 _____

2 設置場所 _____

3 施工業者名 _____

4 寄付物件の明細

施設名称	名 称	形状・寸法	数 量

5 添付書類 位置図、竣工図

6 寄付の条件

- (1) 給水管の維持管理等のため設置場所への立ち入り及び掘削について同意します。
(2) 土地の所有権等を他人に譲渡した場合は、その譲渡人にこの承諾について継承します。

7 寄付物件の引渡し予定日 年 月 日

様式第10 (第27関係)

受 領 書

年 月 日

様

長野市上下水道事業管理者

年 月 日付けで寄付申込みがあった工事について、長野市上下水道局給水装置工事施工基準第27の規定により、下記のとおり受領しました。

記

1 工事承認番号 _____

2 設置場所 _____

3 受領年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 受領物件の明細

施設名称	名 称	形状・寸法	数 量

5 受領の条件

(1) 受領の条件は寄付申込書のとおりとします。

以上

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

様式第 1 1 (第21関係)

長野市上下水道局給水装置工事確認票	
承認番号	新設・改造第 一 号 (年 月 日承認済)
設置場所	
申請者 氏 名	
指定給水装置 工事事業者名	指定番号 号 TEL
主任技術者 氏 名	

別表1 (第5関係)

長野市上下水道局上水道公道分使用資材の規格(抜粋)

令和4年4月1日現在

分類 番号	材 料 名	種別・口径	規 格	備 考
1	水道用サドル付分水栓 (ボール式)	本管φ75～φ300 分岐φ20～φ30	JWWA B117	ダクタイル鋳鉄管
		本管φ100～φ300 分岐φ50	JWWA B117	ダクタイル鋳鉄管
		本管φ40～φ150 分岐φ20～φ30	JWWA B117	鋼管、塩化ビニール管用
		本管φ40、φ50 分岐φ20～φ25	JWWA B136	ポリエチレン管
		本管φ50 分岐φ30	JWWA B117	塩化ビニール管用
		本管φ75～φ150 分岐φ20～φ30	PTC B20	水道配水用ポリエチレン管用砂付 (JWWA K114)
2	甲型止水栓 (角ハンドル)	φ20、φ25	JWWA B108	旧型止水栓
3	伸縮ボール止水栓 (蝶ハンドル)	φ13～φ25	長野市型	逆流防止機能付、盗水防止型
4	メータ伸縮ソケット	φ30、φ40		
5	水道用 ソフトシール弁	φ30 平行おねじ型 φ50 回転継手一体型 φ50×40 回転継手一体型	日本水道協会 認証品	
6	逆止弁 K型	φ13～φ25	日本水道協会 認証品	
7	量水器表函 (ボックス・表函共)	φ13～φ30	長野市型	
		φ40mm～75mm		MR 2
		φ100mm～		MR 4
8	逆止弁表函	φ13～φ25	長野市型	
9	止水栓表函 (短)	φ90×450	長野市型	車道以外の使用のみ (止水・排泥)
		φ100×450		
	止水栓表函 (長)	φ90×750	長野市型	車道以外の使用のみ (止水・排泥)
		φ100×750		

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

分類 番号	材 料 名	種別・口径	規 格	備 考
9	止水栓表函(伸縮型)	$\phi 114 \times H450 \sim 600$ $\phi 114 \times H550 \sim 800$ $\phi 107 \times H450 \sim 590$ $\phi 107 \times H550 \sim 790$	長野市型	車道以外の使用のみ (止水・排泥)
10	レンガ	210×100×60	JIS 3種	
11	水道用ポリエチレン 2層管(軟質1種管)	$\phi 13 \sim \phi 50$	JIS K6762	
12	水道用ポリエチレン 管継手	$\phi 13 \sim \phi 50$	JWWA B116	含耐震性能強化型
13	水道用ポリエチレン 管継手(回転継手)	$\phi 30$	長野市承認品	メーター用回転継手 含耐震性能強化型
14	フレキシブル継手	$\phi 13 \sim \phi 30$ L=50cm以上	長野市承認品	
15	埋設管探知ワイヤー	黒色ゴム被覆 $\Phi 4.4\text{mm}$	長野市承認品	
16	埋設管標識シート	青色W=400×50m 2倍折込	長野市承認品	ポリエチレン製
17	埋設管表示テープ	粘着50mm×20m	長野市承認品	塩化ビニール製
18	不断水割T字管	本管 $\phi 75 \sim \phi 800$ 分岐 $\phi 50 \sim \phi 200$	長野市承認品	鋳鉄管、鋼管 塩化ビニール管
19	水道用硬質塩化ビ ニールライニング鋼 管(VD)	15A～150A	JWWA K116	内外面ビニールライ ニング 埋設用
20	水道用ポリエチレン ライニング鋼管(PD)	15A～150A	JWWA K132	内外面ポリエチレン ライニング 埋設用
21	水道用ライニング鋼 管用管端防食形継手	15A～150A	長野市承認品	
22	片フランジ短管 (ナイロンコート)	50A L=500mm 50A L=1000mm	長野市承認品	10K
23	水道用ソフトシール弁 フランジ型(7.5K)	$\phi 50 \sim \phi 300$	JWWA B120	
24	水道用ソフトシール弁 K型(10.0K)受挿	$\phi 75 \sim \phi 300$	JWWA B120 準用	
25	水道用ソフトシール弁 NS形	$\phi 50 \sim \phi 250$	JWWA B120	ダクタイル鋳鉄管

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

分類 番号	材 料 名	種別・口径	規 格	備 考
26	水道用仕切弁 フランジ型 (7.5K)	φ75～φ300	JIS B2062 JWWA B122	
27	仕切弁表面	内径250mm(丸小)	長野市型	レジコンマンホール 用(固定式)
		内径300mm(丸小)		コンクリートマン ホール用
		内径320mm(丸小)		レジコンマンホール 用(固定式)
		内径350mm(丸小)		レジコンマンホール 用(固定式)
		内径500mm(丸中)		コンクリートマン ホール用 レジコンマンホール 用(固定式)
		内径600mm(丸大)		レジコンマンホール 用(固定式)
28	仕切弁マンホール 消火栓マンホール	内径250mm(丸小)	長野市型	レジコン製(固定式) (嵩上げ、上・中・下 部壁、底板)
		内径300mm(丸小)	長野市型	コンクリート製(本体) コンクリート製(調整用)
		内径350mm(丸小)	長野市型	レジコン製(固定式) (嵩上げ、上・中・下 部壁、底板)
		内径500mm(丸中)	長野市型	レジコン製(固定式) (上・中・下部壁、底板)
		内径600mm(丸大)	長野市型	レジコン製(固定式) (上・中・下部壁、底板)
29	歩車道境界ブロック	A種 15/17×20×60 B種 18/20.5×25×60	JIS G5307	マンホール基礎用
30	水道用ダクタイル鋳 鉄管	Kφ75～φ300	JWWA G113	エポキシライニング
31	水道用ダクタイル鋳 鉄異形管	Kφ75～φ300	JWWA G113	エポキシライニング
32	水道用ダクタイル鋳鉄管用 メカニカル型帽	Kφ75～φ300	長野市承認品	ダクタイル鋳鉄管

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

分類 番号	材 料 名	種別・口径	規 格	備 考
33	普通押輪	Kφ75～φ300	JIS G5527	合成樹脂塗料
34	特殊押輪	Kφ75～φ300	長野市承認品	合成樹脂塗料
35	T型ボルト、ナット	M16～M20	JIS G5527 JWWA G113	酸化皮膜処理ボルト 合金ボルト
36	フランジボルト、ナット	Kφ75～φ300 M16～M20	JIS G5527 JWWA G113	合金ボルト
37	水道用ゴム輪	Kφ75～φ300	JIS G5527	ダクタイル鋳鉄管用
38	ポリエチレンスリーブ	Kφ75～φ300	JDPAZ2005 JWWA K158	ダクタイル鋳鉄管用
39	水道用空気弁 (7.5K) 急速	φ13～φ75	JWWA B137 JIS B2063	F C D
40	水道用補修弁 (7.5K) ボール型レバー式	φ75～φ100	JWWA B126	F C D
41	不断水割仕切弁	φ75～φ600	長野市承認品	ダクタイル鋳鉄管用
42	不断水割仕切弁	φ75～φ500	長野市承認品	鋼管用
43	不断水割仕切弁	φ75～φ200	長野市承認品	塩化ビニール管用
44	地上式消火栓	φ75単口 打倒式 副弁付 φ75単口 打倒式 副弁付・回転式 φ75単口 打倒式 副弁付・(標識 取付) φ75単口 打倒式 副弁付・(標識 取付) 回転式 φ75単口 打倒式 副弁付	消防局承認品	
45	地下式消火栓	φ75単口 副弁、排水弁付 φ75単口 副弁、排水弁、 排気弁付 Φ75単口 Φ75単口、急速 空気弁付 Φ75単口、排気 弁付	消防局承認品	

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

分類 番号	材 料 名	種別・口径	規 格	備 考
46	消火栓表示ポール (消防局承認品)	φ400(標識板) φ50.8mm×3000	消防局承認品	
47	消火栓表函	内径500mm(丸中) 内径600mm(丸大)	消防局承認品	
48	メカニカル式継手	15A～80A	長野市承認品	HILAマルチ(旧HILA カップリング)
49	メカニカル式継手	15A～80A	長野市承認品	LAカップリング
50	特殊割押輪 (二つ割)	A・K型 φ75～φ700 A・K型 φ75～φ300 A・K型 φ75～φ300	長野市承認品	A・K型ダクトイル 鋳鉄管用
51	離脱防止金具 (二つ割)	T型 φ50～φ250 T型 φ75～φ250 T型 φ50～φ250	長野市承認品	T型ダクトイル鋳鉄 管用
52	漏水防止金具	φ75～φ900	長野市承認品	鋳鉄管いんろう継手用
53	V Cジョイント (離脱防止型)	φ75～φ200	長野市承認品	鋳鉄管×塩化ビニール 管・鋼管
54	V Sジョイント (離脱防止型)	φ50～φ200	長野市承認品	塩化ビニール管・鋼 管×塩化ビニール 管・鋼管
55	伸縮可とう離脱防止継手 スッポンMジョイント	SKX φ13～φ50 MD φ40～φ150	JWWA G114	鋳鉄管×塩化ビニール 管・鋼管
56	サドル分水栓用ス リーブ・コア	φ20mm～30mm	長野市承認品	ダクトイル鋳鉄管用 (モルタルライニング用)
57	サドル分水栓用ス リーブ・コア	φ20mm～30mm φ50mm	長野市承認品	ダクトイル鋳鉄管用 (エポキシライニング用)
58	不断水割T字管用ス リーブ・コア	φ50～100mm	長野市承認品	ダクトイル鋳鉄管用 (エポキシライニング用)
59	水道配水用 ポリエチレン管	Φ75～150	JWWA K144	
60	水道配水用 ポリエチレン管 継手	Φ75～150	JWWA K145	
61	水道配水用 ポリエチレン管 継手	φ50用	JWWA B116	水道用配水用ポリエ チレン管
62	メカ型離脱防止金具付 水道用継手 ソフトシール弁 (MD・MDV)	φ50用	JWWA G114 JWWA B120	PD・VD鋼管用 PD・VD鋼管用×塩 ビ・鋼管・PE管

別表 2 (第 9 関係)

1 人 1 日 使用水量

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 [h/日]	注 記	有効面積当 たりの人員等	備考
戸建住宅	200～400 ℓ / 人	10	居住者 1 人当たり	0.16 人/㎡	
集合住宅	200～350 ℓ / 人	15	居住者 1 人当たり	0.16 人/㎡	
単 身 寮	400～600 ℓ / 人	10	居住者 1 人当たり		

注) 上記に該当しないものは空気調和・衛生工学便覧などを参考に算定する

別表 4 (第 9 関係)

用途別使用水量と給水栓の口径

用 途	使用水量 (ℓ / 分)	給水栓口径 (mm)	用 途	使用水量 (ℓ / 分)	給水栓口径 (mm)
台 所 流 し	12～40	13～20	小 便 器 (洗浄水槽)	12～20	13
洗 濯 流 し	12～40	13～20	小 便 器 (洗浄弁)	20～45	13 (1 回 4～6 秒)
洗 面 器	8～15	13	大 便 器 (洗浄水槽)	12～20	13
浴槽 (和式)	20～40	13～20	大 便 器 (洗浄弁)	70～130	25 (1 回 8～12 秒)
浴槽 (洋式)	30～60	20～25	消 火 栓 (小 型)	130～260	40～50
シャワー	8～15	13	散 水 栓	15～40	20
手 洗 器	5～10	13	洗 浄 栓 (自動車用)	35～80	20～25

別表 5 (第 9 関係)

給水栓標準使用水量

給水栓の口径	標準使用水量
13mm	17 (ℓ / 分)
20mm	40 (ℓ / 分)
25mm	65 (ℓ / 分)

別表6 (第9関係)

同時使用を考慮する水栓数

水 栓 数	1	2～4	5～10	11～15	16～20	21～30
同時使用を考慮した水栓数	1	2	3	4	5	6

別表7 (第9関係)

給水戸数と同時使用率

総戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

別表8 (第12関係)

給水管の分岐可能戸数表

配水管から分岐可能な戸数は、次のコスグローブの管径均等表による。

		支管と主管との均等径								
		支管口径 (mm)								
		13	20	25	30	40	50	75	100	150
配水管口径 (mm)	13	1								
	20	2	1							
	25	3.7	1.8	1						
	30	7	3.6	2	1					
	40	11	5.3	2.9	1.5	1				
	50	20	10	5.5	2.7	1.9	1			
	75	54	27	15	7	5	2.7	1		
	100	107	53	29	15	10	5.3	2	1	
	150	297	147	80	40	28	15	5.5	2.8	1

別表 9 (第12関係)

既設分取扱い水量

量水器口径	φ13mm	φ20mm	φ25mm	φ30mm	φ40mm
取扱水量 (m ³)	1.3	2.6	4.8	9.6	14.3
量水器口径	φ50mm	φ75mm	φ100mm	φ150mm	
取扱水量 (m ³)	26.0	70.2	139.1	386.1	

13mmメーターの水量を1.3m³として管均等径を乗じて求めたもの。

別表10 (第12関係)

配水管からの給水管の分岐口径と工法

		給水管口径 (mm)						
		20	25	30	50	75	100	150
配水管口径 (mm)	25	チーズ						
	30							
	40	チーズ						
	50							
	75	サドル付分水栓						
	100							
	150							
	200							
	250							
	300							
		不断水割T字管						

別表11 (第14関係)

メーター使用標準流量表

呼び径		適正使用 流量範囲 (m^3/h)	一時的使用の許容 流量 (m^3/h)		1日当たりの使用量 ($\text{m}^3/\text{日}$)			月 間 使用量 ($\text{m}^3/\text{月}$)
			10分/日 以内の 場 合	1 時 間 /日以内 の 場 合	1日使用 時間の合 計が5時 間の場合	1日使用 時間の合 計が10時 間の場合	1日24時 間使用の 場合	
接線流	13	0.1 ~ 1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	20	0.2 ~ 1.6	4	2.5	7	12	20	170
	25	0.23 ~ 2.5	6.3	4	11	18	30	260
	30	0.4 ~ 4.0	10	6	18	30	50	420
たて型	40B	0.4 ~ 6.5	16	9	28	44	80	700
	50	1.25 ~ 17.0	50	30	87	140	250	2,600
	75	2.5 ~ 27.5	78	47	138	218	390	4,100
	100	4.0 ~ 44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

別表12 (第14関係)

長野市メーターの規格と諸元

口径	型 式	地 区	全長	接合方式	ね じ			
					外径	山数	長さ	
13	接線流羽根車式 乾式（単箱型）	松代・若穂	100mm	舶来ねじ	25.8mm	14	11	
		長野	165mm	舶来ねじ	25.8mm	14	11	
		豊野・簡水	100mm	上水ねじ	26.4mm	14	11	
20	接線流羽根車式 乾式（複箱型）	長野・松若	190mm	舶来ねじ	33.0mm	14	13	
豊野・簡水		190mm	上水ねじ	33.2mm	11	13		
25		長野・松若	225mm	舶来ねじ	39.0mm	14	15	
		豊野・簡水	225mm	上水ねじ	41.9mm	11	15	
30		長野・松若	230mm	舶来ねじ	49.0mm	11	17	
		豊野・簡水	230mm	上水ねじ	47.8mm	11	17	
40		長野・松若	245mm	舶来ねじ	56.0mm	11	20	
		豊野・簡水	245mm	上水ねじ	59.6mm	11	20	
50		たて型軸流 羽根車式 （ウォルトマン）	長野・松若	560mm	上水フランジ	フランジ接合・ボルト穴19mm×4本		
豊野・簡水			245mm	上水ねじ	75.2mm	11	23	
75			630mm	上水フランジ	フランジ接合・ボルト穴19mm×4本			
100			750mm					

別表13 (第15関係)

異種管との接続方法

	鑄鉄管	鋼 管	ビニール管	ポリエチレン管	石綿セメント管
鑄鉄管	継輪	① $\phi 75 \times 80A$ 以上鑄鉄管接続短管(溶接管) ② $\phi 75$ 以上VCドレッサー又はVCジョイント ③ $\phi 50$ 以下短管1号又は短管2号+合フランジ+ブッシング+銅管+HILAソケット	① $\phi 75$ 以上VCジョイント又はVCドレッサー ② $\phi 50$ 以下短管1号又は短管2号+合フランジ+ブッシング+銅管+HILAソケット	短管1号又は短管2号+合フランジ+ブッシング+鉄管用オス	① $\phi 50$ 以上CAジョイント ② $\phi 50$ は鋼管欄の③により鑄鉄管から鋼管に接続した後にVAジョイント
鋼管		① $\phi 75$ 以上VSジョイント ② $\phi 50$ 以下HILAソケット	① $\phi 75$ 以上VSジョイント又はVSドレッサー ② $\phi 50$ 以下HILAソケット	鉄管用オス又は鉄管用メス	$\phi 50$ 以上VAジョイント
ビニール管			① $\phi 75$ 以上は鋼管に接続した後にVSジョイント又はVSドレッサー ② $\phi 50$ 以下はソケット又はHILAソケット	① $\phi 40$ および $\phi 50$ は鋼管にしてから鉄管用オス又は鉄管用メス ② $\phi 25$ 以下は給水栓ソケット+鉄管用オス	$\phi 50$ 以上VAジョイント
ポリエチレン管				ソケット	$\phi 50$ は鋼管に接続した後にVAジョイント

別表14 (第16関係)

吐水口の基準

- 1 吐水口空間は給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。
- 2 越流面の取扱いはつぎによる。
 - (1) 洗面器等の場合の越流面は参考図1に示す当該水受け容器の上端とする。
 - (2) 水槽の場合の越流面は、参考図2に示すように、立て取り出しのときは越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心とする。
- 3 ボールタップ吐水口の切り込み部分の断面積（バルプレバーの断面積を除く。）がシート断面積より大きい場合には、切り込み部分の上端を吐水口の位置とする。
- 4 呼び径が25mm以下の吐水口空間は次表により確保する。

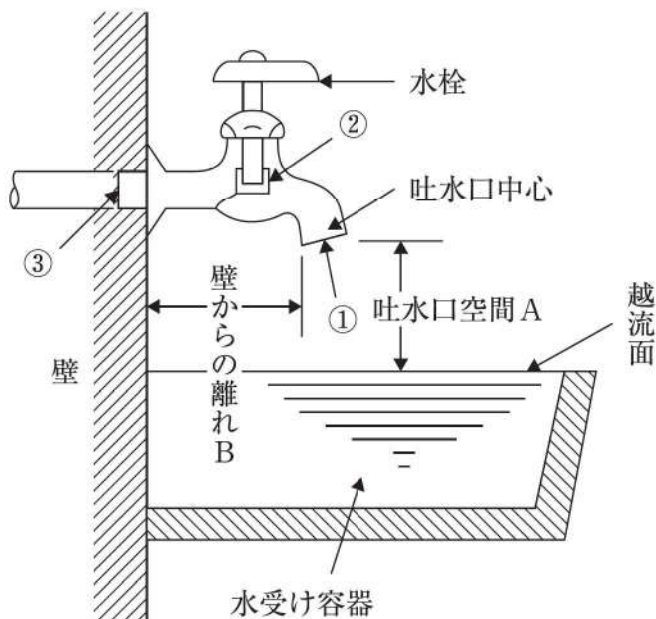
呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

- (1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であってはならないこと。
- (2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- (3) 上記(1)及び(2)は給水用具内部の吐水口空間には適用しない。
- 5 呼び径が25mmを超える吐水口空間は次表により確保する。

区 分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1.7 d' + 5 mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3 d 以下	3.0 d' 以上
		3 d を超え 5 d 以下	2.0 d' + 5 mm 以上
		5 d を超えるもの	1.7 d' + 5 mm 以上
	近接壁2面の場合	4 d 以下	3.5 d' 以上
		4 d を超え 6 d 以下	3.0 d' 以上
		6 d を超え 7 d 以下	2.0 d' + 5 mm 以上
		7 d を超えるもの	1.7 d' + 5 mm 以上

- (1) d : 吐水口の内径 (mm)、 d' : 有効開口の内径 (mm) とする。
 - (2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。
 - (3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
 - (4) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。
 - (5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。
- 6 4の(1)、(2)及び5の(4)、(5)は給水用具内部の吐水口空間には適用しない。

吐水口空間 参考図1 洗面器等の場合



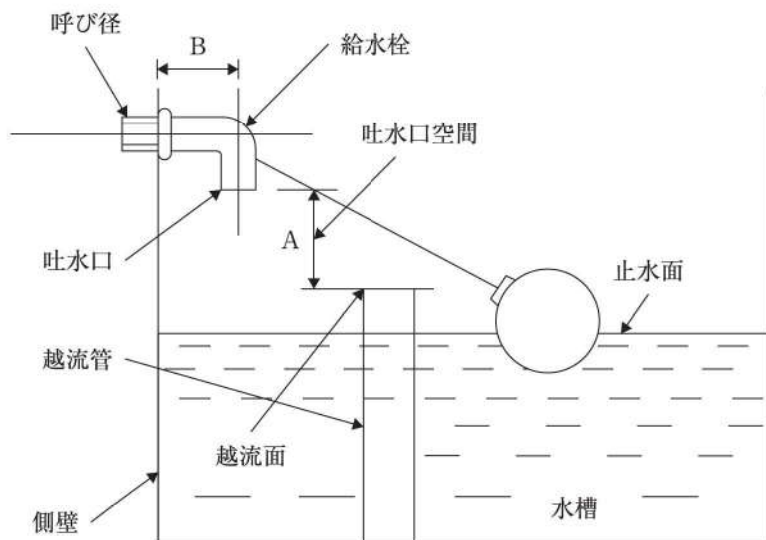
- ① 吐水口の内径 d
- ② こま押さえ部分の内径
- ③ 給水栓の接続管の内径

以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 d' として表す。

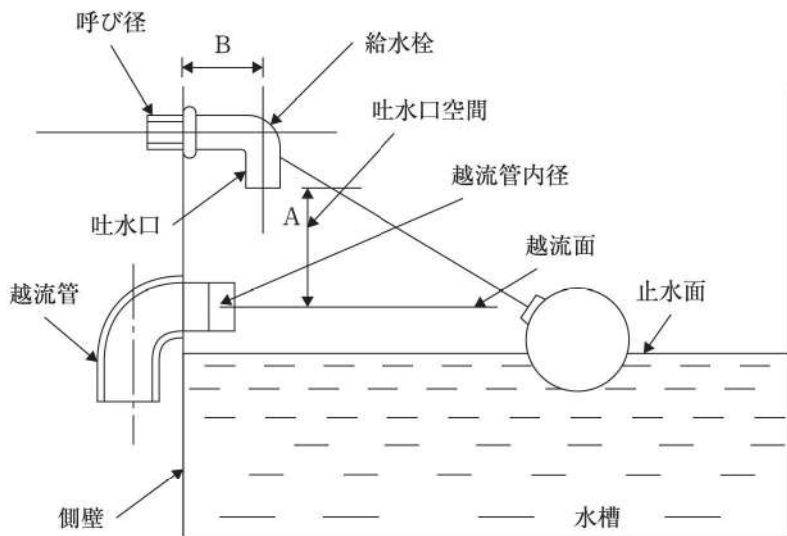
(注：Bの設定は呼び径が25mmを超える場合の設定)

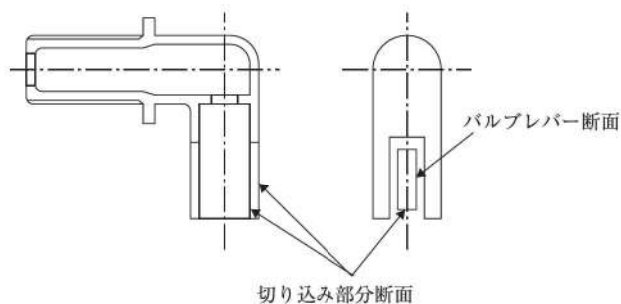
吐水口空間 参考図2 水槽等の場合

(1) 越流管 (立取出し)

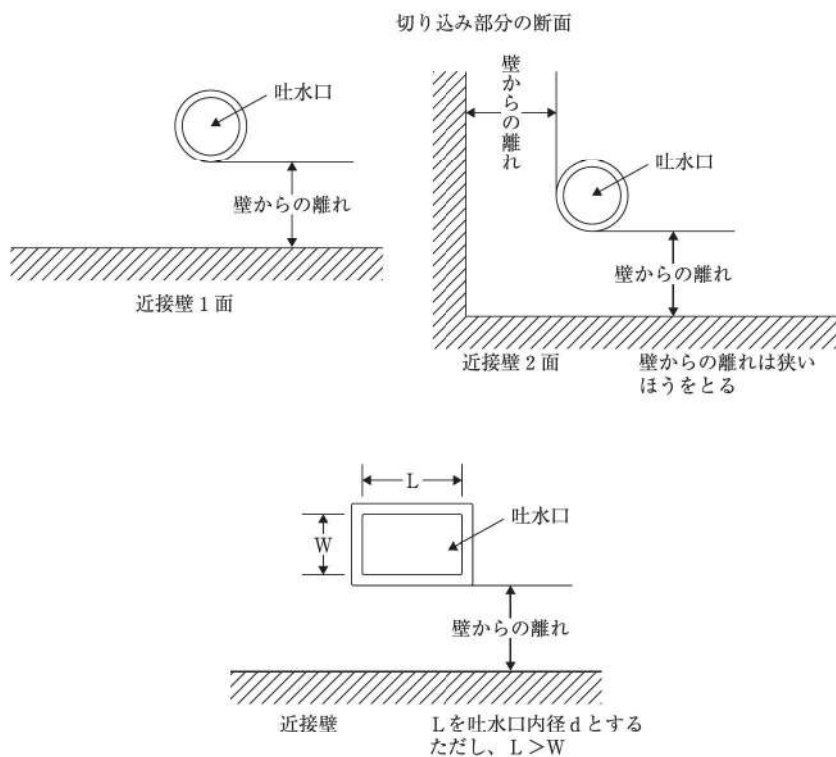


(2) 越流管 (横取出し)





(3) ボールタップの吐水口



別表15 (第17関係)

給水装置記号

1 線の表示

	線 種	記入項目	図 示 例
配 水 管	-----	管種・口径を記入	(D. I. P) ϕ 100 -----
新 設 管	—————	〃	(P. P) ϕ 20 —————
既 設 管	-----	〃	(P. P) ϕ 20 -----
撤 去 管	-----	〃	-----
給 湯 管	-----	〃	(S. G. P) ϕ 20 -----

2 管種別記号

【記入例】 (管種) (口径) (延長)

SGP-VB ϕ 20 1.3

管 種	規 格	記 号
铸铁管		CIP
ダクタイル铸铁管		DIP
ポリエチレン管		PP
高密度ポリエチレン管		HPPE
銅管	硬質塩化ビニールライニング	SGP-VB
	〃 (内外面)	SGP-VD
	耐熱性硬質塩化ビニールライニング	SGP-HV
	ポリエチレン粉体ライニング	SGP-PB
	〃 (内外面)	SGP-PD
	亜鉛めっき銅管	GP
	塗覆装銅管	STWP
硬質塩化ビニール管		VP
	耐衝撃性	HI-VP
ポリブデン管		PBP
架橋ポリエチレン管		XPEP
ステンレス鋼管		SSP
鉛管		LP
銅管		CP
石綿セメント管		ACP

(長野市上下水道局給水装置工事施工基準)

3 タンクの種類

	受水タンク	高置タンク	給水ヘッダー	給湯ヘッダー
記号及び符号				

4 平面図の表示

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号
メーター (口径表示)		スリースバルブ ストップバルブ		水 呑 栓	
メーター (受水槽付)		仕 切 弁		散 水 栓	
消火栓(地下式)		ソフトシール弁		特 殊 器 具	
消火栓(地上式)		不断水仕切弁		ボールタップ	
減 圧 弁		逆 止 弁		大便フラッシュ	
空気弁(単口)		不凍バルブ		小便フラッシュ	
空気弁(双口)		止 水 栓		混 合 水 栓	
泥 吐 弁		プ ラ グ 止		シャワー	
ポ ン プ		給 水 栓		定 流 量 弁	

5 立面図の表示

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号
水 せ ん		不凍給水せん		大便フラッシュ	
自在水せん		防 寒 巻		小便フラッシュ	
立 水 せ ん		散 水 せ ん		シャワー	
水呑水せん		不凍バルブ		混 合 水 栓	
手洗水せん		ボールタップ			

別表16 (第24関係)

平成13年4月1日制定

給水装置工事耐圧試験方法

長野市上下水道局給水装置工事施工基準第24第7号に規定する耐圧試験方法について、以下のとおり定める。

1 試験水压と時間

試験水压1.75MPaで1分間行う。ただし、直圧給湯器等の特殊器具（以下「特殊器具」という。）を含む場合には、はじめにそれらの特殊器具を接続した状態で1.75MPa 1分間の耐圧試験を行い、次に特殊器具を切り離して1.75MPa 1分間の試験を行うものとする。

2 メーター下流の耐圧試験は以下による。

- (1) メーターユニオンまたはフランジにテストポンプを連結する。
- (2) 給水栓を閉めて、給水装置およびテストポンプ槽内に充水する。このとき、直圧給湯器等のバルブは開放しておく。
- (3) 充水しながら給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を完全に抜く。
- (4) 空気が完全に抜けたら給水栓等を閉める。
- (5) 加圧を行い、水压が1.75MPaに達したらテストポンプのバルブを閉めて、1分間静止状態を保持して水压低下の無いことが確認できたら、チャート紙に記録し、写真撮影をする。
- (6) 次に直圧給湯器等の特殊器具のバルブを閉めて特殊器具を切り離す。
- (7) テストポンプのバルブを開けて再度加圧し、水压が1.75MPaに達したらテストポンプのバルブを閉めて、1分間その静止状態を保持して漏水および水压低下の無いことが確認できたら、チャート紙に記録し、写真撮影をする。
- (8) 試験終了後は、適宜給水栓等を開いて圧力低下を確認してテストポンプを取りはずす。

3 配水管からメーターまでの耐圧試験は以下による。

- (1) サドル分水栓を取り付け、止水栓までの配管を完了した後に止水栓を取りはずし、テストポンプを連結する。
- (2) サドル分水栓のボールバルブを開けて、サドル分水栓、給水装置内およびテストポンプの水槽に充水する。
- (3) 充水しながら加圧し、空気を完全に抜く。
- (4) 加圧を行い、水压が1.75MPaに達したらテストポンプのバルブを閉めて、1分間その静止状態を保持して漏水および水压低下の無いことが確認できたら、チャート紙に記録し、写真撮影をする。
- (5) 試験終了後は、圧力低下を確認してテストポンプを取りはずす。

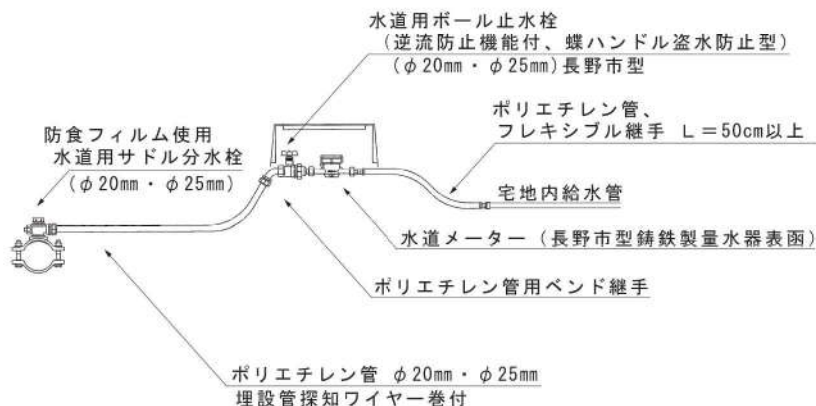
- (6) 試験前に取りはずした止水栓を取り付けた後にサドル分水栓の穿孔を行う。
 - (7) 穿孔後には十分排水し、切り粉を排出する。
 - (8) 止水栓を止めて、止水栓接続部他から漏水の無いことを目視により確認する。
- 4 配水管から不断水割T字管で分岐する際の配水管からメーターまでの耐圧試験は以下による。なお、50mm以上の給水管については、本管に準ずるものとする。
- (1) 不断水割T字管を配水管に取り付ける。
 - (2) 不断水割T字管のシーバー弁を開放してテストポンプを連結する。
 - (3) 不断水割T字管およびテストポンプの水槽に充水する。
 - (4) 加圧作業を行いながら、不断水割T字管内の空気を完全に抜く。
 - (5) 空気が完全に抜けたら加圧を行い、水圧が1.0MPaに達したらテストポンプのバルブを閉めて、10分間静止状態を保持して漏水および水圧低下の無いことが確認できたら、チャート紙に記録し、写真撮影をする。
 - (6) 試験終了後は、圧力低下を確認してテストポンプを取りはずす。
 - (7) 不断水割T字管の穿孔を行う。
 - (8) 穿孔後には十分排水し、切り粉を排出する。
 - (9) シーバー弁を閉めた後に、メーター上流バルブまで配管する。
 - (10) シーバー弁を開閉してメーター上流バルブまで排水した後にメーター上流バルブを閉めて、シーバー弁を全開にする。分岐部分および他から漏水の無いことを目視により確認する。
 - (11) 不断水割T字管のシーバー弁を全閉後、テストポンプを連結し、給水装置内(給水管)およびテストポンプの水槽に充水する。
 - (12) 充水しながら加圧し、空気を完全に抜く。
 - (13) 加圧を行い、水圧が1.0MPaに達したらテストポンプのバルブを閉めて、10分間その静止状態を保持して漏水および水圧低下の無いことが確認できたら、チャート紙に記録し、写真撮影をする。
 - (14) 試験終了後は、圧力低下を確認してテストポンプを取りはずす。
 - (15) メーター上流バルブ(第1バルブ)を閉めて、シーバー弁をゆっくりと全開にし、接続部等他から漏水の無いことを目視により確認する。

図1 (第12関係)

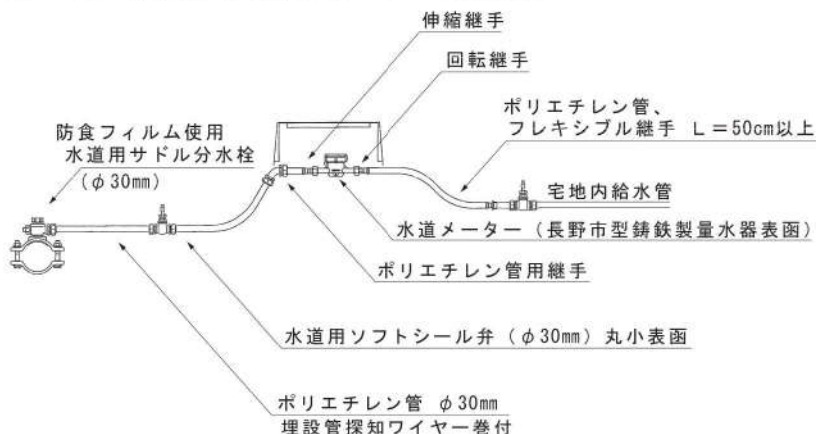
給水管分岐標準図

1 メーターを設置する場合 (断面図表示)

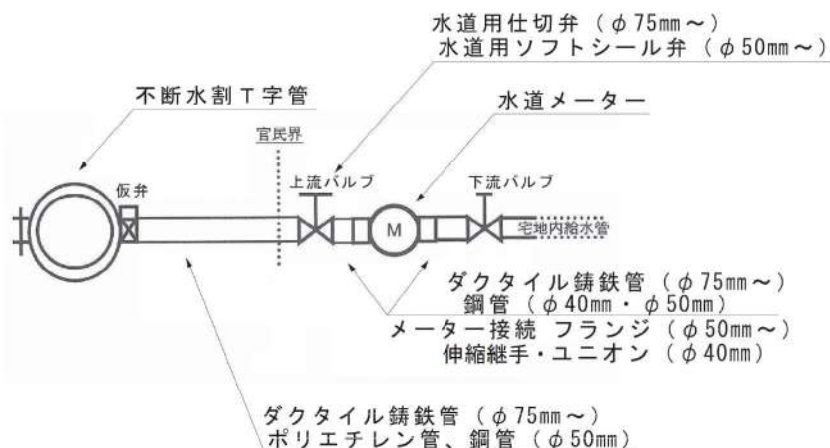
1) サドル分水栓による分岐 (メーター口径13mm~25mm)



2) サドル分水栓による分岐 (メーター口径30mm)



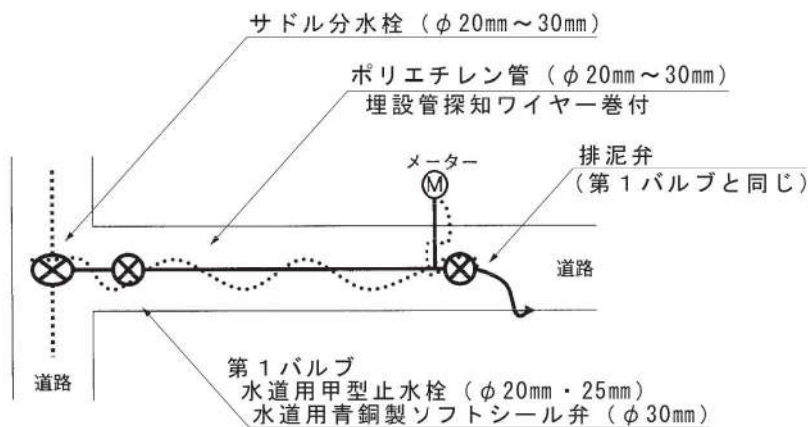
3) 不断水割T字管による分岐 (メーター口径40mm～)



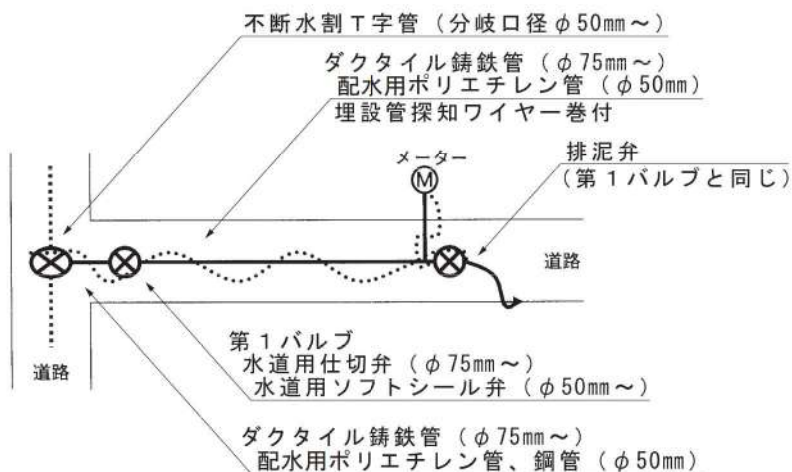
上・下流いずれかのバルブをメーターボックス内に設置する場合
バルブから先1.0m以上 (ボックス外側へ) は鋼管か鋳鉄管で施工

2 縦断布設する場合 (平面図表示)

1) サドル分水栓による分岐



2) 不断水割T字管による分岐



3 共同住宅等で複数のメーターを設置する場合

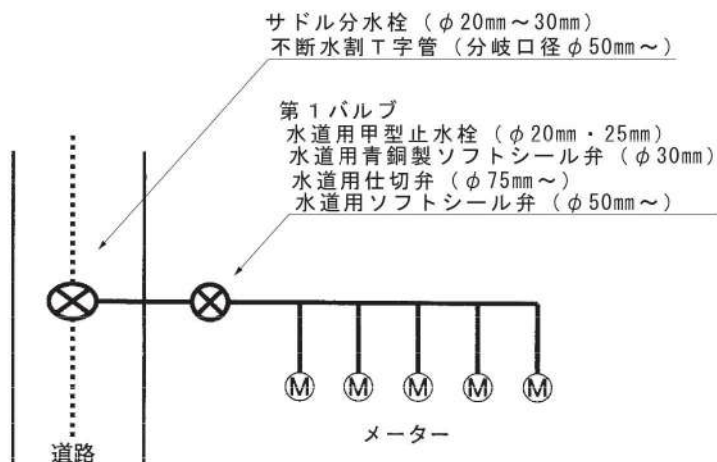


図2 (第14関係)

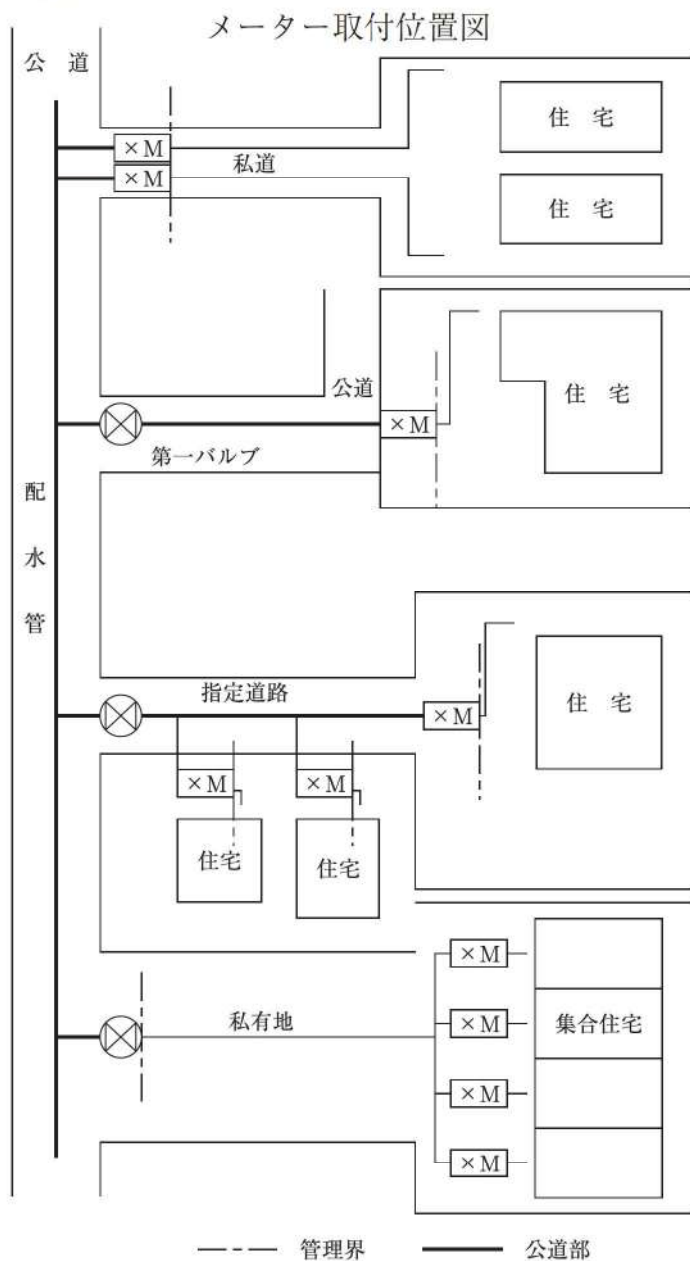


図3 (第15関係)

